

# 乳児院グループホーム 「くるみFam.」の子どもたち

(大阪市城東区・すみれ乳児院)



すみれ乳児院では、子どもたちに少しでも家庭に近い環境で生活を経験させ、保育士との愛着関係を深めようと、2007年5月からグループホーム（小規模グループケア）を始めました。4人の子どもと4人の保育士が集合住宅の一室で暮らしています。食事は保育士が交替でつくります。夕食のおかずを味見するテルちゃん。「くるみ」の離乳食で大きくなりました。



今日は生協の配達の日。マーちゃんも一生懸命お手伝いしました。初めて会う人には緊張しますが、生協のお兄さんなら大丈夫。近くのお店やスーパーへみんなで買い物に行くこともあります。



ユウ君はもうすぐ1歳。4人のなかで一番小さく、他の子どもたちから“弟”のように可愛がられています。



保育士さんと一緒にパクパク、もぐもぐ。あっという間に「おかわり!」。アッチャンはこの日は担当の保育士さんと「夕食外出」に出かけました。月1〜2回の夕食外出は、子どもにとって1対1でおとなに甘えることのできる大切な時間です。(写真と文 編集室 中島悦子)

●特集● 養護が必要な子どもたちのために

【座談会】社会的養護としての児童福祉施設の充実を

—最低配置基準の改善は不可欠の課題です—

谷尻恵 / 尾道敦子 / 鷲尾吉久 / 吉田重美 / 黒田孝彦 8

里親としての願い「この子にとって一番大切な養育は何か」をともに考えて!

鷹見 敏子 27

トピックス

【小特集】障害者の成年後見を考える

障害者・家族のくらしを支えるために

鳴川 真弓 32

知的障害者の「成年後見制度」利用実態と成年後見共済会の活動

矢追 景子 38

『現場がつくる新しい社会福祉』出版記念講演① 河野 喬 45

第8回 広島社会保障塾

●連載●

フォーラム 「貧困ビジネス」と「小さな政府」

若井 雅明 48

なかよしすみれ保育園だより

地域子どもたちも遊びにおいで!

安東 聖子 50

相談室の窓から

当事者、家族をひとりぼっちにしない

青木 道忠 52

なべや博士の 社会福祉ひろば

鍋谷 州春 54

セーフティネットはあるの? 専門家と住民参加の事例検討会

わらじ医者 早川一光の「よろず診療所日誌」

私の地域医療(その3)

早川 一光 56

よりあって おりあって——宅老所よりあい物語——

フミさんハリケーン上陸(その2)

下村恵美子 58

育つ風景 子育ての苦労は子育てにあらず!?

清水 玲子 60

落合健二のニュース私考

益川敏英さん、沢田研二さんが願ったもの

落合 健二 62

映画案内 『おくりびと』

吉村 英夫 64

現代の貧困を訪ねて 新型インフルエンザ

生田 武志 66

海外社会保障事情

桂 良太郎 68

「アジアの社会福祉」から学ぶこと—シンガポールの智恵から—

私の研究ノート

行政・NPO協働による福祉政策づくりに取り組んで

武田 英樹 70

ホームレスから日本を見れば 人生をやり直したい人へ

ありむら潜 72

花咲け! 男やもめ

川口モトコ 74

バリアフリーな社会をめざして

障害をもつ人の主権に関するバリアフリーを考える

武田 康晴 75

●表紙の作品●

神門やすこ



●カット●

川本 浩・田上明子

今月の本棚 31 / みんなのポスト 46 / ことばで遊ぼう! 73 /

福祉の動き 76

●グラビア● 乳児院グループホーム「くるみFam」の子どもたち  
～大阪市城東区・すみれ乳児院～

# 人間の尊厳と 福祉の思想の確立を

第15回社会福祉研究交流会実行委員長・日本福祉大学教授

## 永岡 正己さん

社会福祉は歴史的社会的存在であり、長い歴史のなかから築かれてきたものです。

変動の時代にはそれまでの仕組みがいったん後退するように見えながら、そこから新しいものが生み出されてきました。そこには経済、政治、社会、文化の諸要因のダイナミズムがあり、私たち一人ひとりの参加があります。人々の貧しさや生活上のさまざまな問題を起点として、一人のやむにやまれぬ行動から始まり、共感と連帯によって実践が広がり、それらの働きはやがて社会的な制度形成を促し、政策の発展を推し進めてきました。これは社会福祉のもつ本質的な意味でのボランティアリズムであり、運動性と言うべきものです。

近年、経済停滞のなかで貧困が大量に生み出され、私たちの生活が音をたてて崩れ、人間が壊されてゆくような危機的状況が続いています。政策主導の下で改変されてきた制度やサービスの根本的な矛盾が誰の目にも明らかになり、各領域において改革を求める取り組みが新しい流れをつくり出しています。このような状況にある今こそ、社会福祉の意味をとらえ直し、具体的な活動を検証しつつ、私たちが歴史的に変革してゆくものであることを再確認したいと思います。

今日の課題を大きく整理すると、五つのポイントを指摘することができるでしょう。

- ① 私たちを取り巻く今日の貧困の広がりや人権状況を正確にとらえること。新たな問題も含めて量的・質的両面から問題認識をどう共有するかが、解決のための前提となります。
- ② 制度改革がもたらした問題とその政策論理の矛盾を明らかにするとともに、望ましい社会のあり方、福祉国家、生活保障、行財政基盤を合わせたビジョンを、生活者の視点から総力を挙げて指し示すこと。これらは長期的な課題だけでなく、いま差し迫った制度改善の取り組みが含まれていますし、生活支援の枠組みの広がりや環境問題との関係な



### ながおか まさみ

1950年、大阪市生まれ。1978年より日本福祉大学勤務、1998年より梅花女子大学を経て、2005年より再び現職。専門は社会福祉史、社会福祉思想。著書に『日本社会福祉の歴史・付史料』（共編著・ミネルヴァ書房）、『社会福祉の原理と思想』（共編著、有斐閣）、『植民地社会事業関係資料集』（監修・解説、近現代資料刊行会）など。

どをどう考えるかという点も含まれています。

③社会福祉における公共性、公的責任と公私関係、自治、自立・自律の意味、地域や人々のつながりのあり方を明らかにすること。このことは民間福祉のあり方や独自の役割を明らかにすることになりますし、自治、地域ネットワーク、市民福祉活動、当事者組織のあり方にもつながるものです。

④福祉実践に携わる者の資質、専門性を内在的に追求するとともに、それらを制度基盤や雇用問題と統一的にとらえ、総合的な視野に立った実践力の向上を進めること。このことは、福祉実践が業務マニユアル化されるなかで、個別実践から施設経営・運営・組織の問題までを含んで福祉の仕事のあり方を問うことになりますし、実践の理論化の課題とつながります。

⑤そして、それらの根底にある人間の尊厳、生きる権利、平和、社会正義、共生の価値を内包した「福祉の思想」の再構築が何よりも必要です。政治や経済の中心に据えるべき社会福祉の価値の確立とそのため論理を、一致と連帯によって築くことが求められています。

今回の社会福祉研究交流集会の開催地である大阪は、社会福祉の歴史において重要な役割を担ってきた場所であり、福祉実践、運動の発展を考えるうえでも豊かな経験をもっています。研究交流集会が原点に立ち返りつつ、未来を拓く「福祉の思想」の確立に向けて、問題認識を共有し、さらに前進する機会になることを願っています。

※第一五回社会福祉研究交流集会は、八月二九日・三〇日に開催します。巻末広告欄をご覧ください。

## ◆ 特集 ◆

# 養護が必要な 子どもたちのために

本誌ではこれまでに、児童養護施設（〇六年一月号）、母子生活支援施設（〇七年三月号）、乳児院（〇七年八月号）の特集を行ってきました。また、子どもの貧困と格差問題を「容認できない子ども時代の不平等、不公正の実態と解消のために」（〇八年一〇月号）、「子どもが信頼の持てる社会をつくる」（〇九年五月号）の特集に取り組んできました。

今月号では、社会的養護を必要とする子どもたちが幸せに生きるために、児童福祉施設や里親の実践を通して、いま何が求められているのかを明らかにしたいと思います。

座談会では長年、乳児院・児童養護施設・知的障害児施設での福祉実践の先頭に立つてこられた方々にお集まりいただきました。国が定める児童福祉施設の最低基準（職員配置基準）は一九七九年以来三〇年間変わっていません。実践現場から配置基準引き上げを訴えます。

また、里親の方の手記からは、子どもに寄り添うことの大切さ、子どもの幸せを願う思いの深さと大変さを読み取っていただければと思います。





## 座談会

# 社会的養護としての児童福祉施設の充実を

——最低配置基準の改善は不可欠の課題です——

### 【出席者】

たにしり めぐみ  
谷尻 恵  
(すみれ乳児院施設長)

おのみち あつこ  
尾道 敦子  
(児童養護施設 高鷲学園 事務長)

わしお よしひさ  
鷲尾 吉久  
(知的障害児施設 すみれ愛育館 施設長)

よしだ しげみ  
吉田 重美  
(知的障害児施設 豊里学園 施設長)

くろだ たかひこ  
司会・黒田 孝彦  
(本誌編集主幹)



黒田 今年四月、児童福祉法の一部改定が施行されました。

社会的養護関連では主に七つの改定の柱があります(次頁)が、今回の改定の趣旨を厚生労働省は「社会的養護を必要とする子どもの数の増加、虐待等、子どもの抱える背景の多様化等をふまえ、社会的養護の質・量の充実に回り、体制整備を図るため」と説明しています。もちろん社会的養護の質・量の充実は大切ですが、厚生労働省のねらいは他にもあるように思います。

つまり、高齢者・障害者分野と

同様に、児童分野でも「脱施設化」

を進め、社会的養護を必要とする子どもが増加しているのに入所施設の拡充は行わず、その代わりに受け皿として、里親制度の見直しや小規模住居型のファミリーホームを打ち出しているのではないのでしょうか。

また、施設内虐待については、職員から子どもへの虐待だけでなく、子ども同士や子どもから職員への暴力・暴言なども含めて、すでに各地の施設で懸命な取り組みが進められています。施設内虐待の問題だけをクローズアップする

のではなく、施設養護の拡充には何が必要かを総合的に考えるべきだと思います。

そこで今回は、乳児院、児童養護施設、知的障害児施設のそれぞれの状況を語っていただき、政策的な動きをどう受け止めるのか、これからの児童養護の課題や施設の役割などについて考えていきたいと思えます。

**子育て困難な家庭は  
増えているが**

谷尻 すみれ乳児院の院長になって四年目になります。すみれ乳児院は五〇名定員で、〇歳から二歳

までの子どもが児童相談所を通じて措置入所しています。虐待や貧困など、子育て困難な家庭が増えている割には、乳児院に入所措置される子どもはそれほど増えています。たとえば生活保護家庭では、子どもが施設に入所するとその分の保護費が減るため、保護者が入所（措置）を避けることがあります。

児童福祉法等一部改定の主な内容（社会的養護関連部分）

①里親制度の改正

- \* 養子縁組前提の里親と養育里親を区別。養育里親の研修強化と里親手当引き上げ（子ども1人3.4万円→1人目7.2万円、2人目以降3.6万円加算）
- \* 都道府県の里親支援（相談・援助等）（一定の要件を満たす者に委託可）

②小規模住居型児童養育事業（養育者の住居で要保護児童を養育する＝ファミリーホーム）創設

③要保護児童対策地域協議会の機能強化

- \* 対象拡大（養育支援が特に必要な児童・保護者、妊婦）
- \* 要保護児童対策調整機関に、一定の要件を満たす者を置く努力義務。

④家庭支援機能の強化

- \* 児童相談所の保護者指導を、児童家庭支援センター以外の一定の要件を満たす者へ委託可
- \* 児童家庭支援センターは、一定の要件を満たす医療機関やNPO等も可

⑤年長児の自立支援策の見直し

- \* 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の対象者（現行：義務教育終了後～18歳未満）に、20歳未満の支援を必要とする者を追加、等。

⑥施設内虐待（被措置児童等虐待）の防止

- \* 「被措置児童等虐待」の定義：施設長、施設職員、一時保護所職員、小規模住居型養育事業者、里親等の暴行、わいせつ行為、ネグレクト、心理的外傷を与える行為等
- \* 発見者の通告義務、被措置児童等虐待を受けた子どもの届出可、通告・届出先に都道府県等のほか都道府県児童福祉審議会を定める。
- \* 事実確認、保護、施設の立入調査、質問、勧告、業務停止等の措置等を明確化

⑦その他（2010年4月施行）

- \* 次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画に、社会的養護の提供体制に関する事項を記載。